

別 表

# 公益社団法人群馬県薬剤師会差等割会費要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人群馬県薬剤師会（以下「本会」という。）会費規程

第2条、第3条第2項及び第7条第3項に基づき、差等割会費の額並びに徴収方法等に関し、必要な事項を定める。

2 差等割会費は、保険薬局業務に付随して発生する、医薬分業推進事業を支援することを目的としている会費である。

(会費額及び請求月)

第2条 差等割会費の額は別記ランク表のとおりとする。

2 ランクの決定方法は次のとおりとする。

(1) 前年1月～12月分の調剤報酬請求における、処方せん受け取り回数の合計を基礎として、ランクを決定する。

なお、保険薬局は年1回1月末日までに、本会に前年の年間処方せん受け取り回数を報告しなければならない。

(2) 年の途中で入会等により、調剤報酬請求が始まった場合には、月平均×12の数を年間受け取り回数と見なす。

なお、この場合における処方せん受け取り回数の報告は、第3号に定める月とする。

(3) 前項で決定した差等割会費は翌年度会費（4月～3月）として保険薬局に請求する。

ただし、入会等により年度の途中から請求が始まった場合のその年度の差等割会費額等は、下記のとおりとする。

| 調剤報酬の<br>初回請求月 | 会 費 額 決 定 の<br>計 算 方 法  | 会 費 額          | 会 費 の 初 回<br>請 求 月 | 受取回数<br>報告期限 |
|----------------|-------------------------|----------------|--------------------|--------------|
| 2～4月の間         | 4～6月請求の合計<br>÷ 3 × 12   | 年度会費の<br>3/4   | 8月から3回<br>請求       | 7月末          |
| 5～7月の間         | 7～9月請求の合計<br>÷ 3 × 12   | 年度会費の<br>2/4   | 11月から2回<br>請求      | 10月末         |
| 8～10月の間        | 10～12月請求の合計<br>÷ 3 × 12 | 年度会費の<br>1/4   | 2月から1回<br>請求       | 1月末          |
| 11～1月の間        | 1～3月請求の合計<br>÷ 3 × 12   | 当年度につ<br>いては免除 |                    |              |

(納入方法)

第3条 差等割会費については、会計年度中4回(5月・8月・11月・2月)に分けて、

本会が行う請求に基づき、本会へ納めるものとする。

なお、納入方法は指定の銀行口座から、口座振替により納めることを原則とする。

ただし、申し出があり、本要綱によらない場合には、別途協議する。

(改 廃)

第4条 この要綱の改廃は、理事会の議を経て、総会の議決により行う。

(委 任)

第5条 この要綱の施行に際し、必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。